



投票しよう!

# 私たちの意見を反映させる1票

選挙は、より良い暮らしを願って、私たちの代わりにその思いを実現してくれる人を選ぶものです。投票率が低いと一部の人の意見で国や町の行方を決めることになりかねません。私たち一人ひとりの意見を反映させる1票を、棄権せずに投票しましょう。

選ぶなど、自分の1票を大切にしましょう。

## 第2期日前投票所 午後7時まで受付

町選挙管理委員会では、6月23日から役場に第1期日前投票所を開設しています。また、7月5日から7日まで町内3か所に設ける第2期日前投票所（江刈農村センター、小屋瀬農村センター、冬部生活改善センター）では、受付時間を午後7時まで拡大し、投票しやすい環境づくりに努めています。

## 候補者を知るための 選挙公報や政見放送

選挙では、公職選挙法に基づき、候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した「選挙公報」が配布されます。また、国政選挙ではテレビやラジオの「政見放送」で、候補者の政策や主張を知ることができ、インターネットでも候補者や政党の情報を得ることができます。

投票日に投票ができない人は、期日前投票をしましょう。

## 葛高生が模擬投票 主権者意識高める

「誰を選んだらいいかわからない」と投票を棄権せずに、候補者の政策や主張を知り、自分の考えや意見に近いと思う人を選びましょう。

葛巻高校の3年生38人は6月15日、総務省主権者教育アドバイザーの布佐明彦さんから、選挙の意義や候補者の選び方などを学びました。



真剣な様子で模擬投票を行う生徒

生徒たちは、仮の立候補者が掲げる公約を、自分自身が持つ意見と照らし合わせ、誰に投票したら良いかを検討。実際に選挙で使用する投票箱に模擬投票を行いました。18歳になり選挙権を有する山岸桜子さんは「選挙の投票が国や町を動かすことが分かった。もっと政治に関心を持ち、今度の参議院選挙ではきちんと投票に行こうと思う」と主権者意識を高めていました。

# 第26回参議院議員通常選挙

投票日 **7月10日**

投票時間 **午前7時～午後6時**

## ■第1期日前投票所

期間 6月23日(木)～7月9日(土)  
時間 午前8時30分～午後8時  
場所 役場1階第1会議室

## ■第2期日前投票所

①7月5日(火) 江刈農村センター  
②7月6日(水) 小屋瀬農村センター  
③7月7日(木) 冬部生活改善センター  
時間 午前10時30分～午後7時

町選挙管理委員会事務局 ☎66-2111 内線223

10月1日から変わります

# 後期高齢者の一部が医療費負担2割に

後期高齢者医療制度に加入している一定以上の所得がある人は、10月1日から現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。



## ■見直しの背景

本年度から団塊の世代が75歳以上となり、医療費の増大が見込まれています。

後期高齢者の医療費の約4割は現役世代が負担しており、今後増大する見通しであることから、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につなげていくための見直しです。

## ■窓口負担割合の判定

窓口負担割合は、75歳以上の人の課税所得や年金収入をもとに世帯単位で判定します。

## ■被保険者証について

本年度は、被保険者全員に被保険者証を2回送付します。

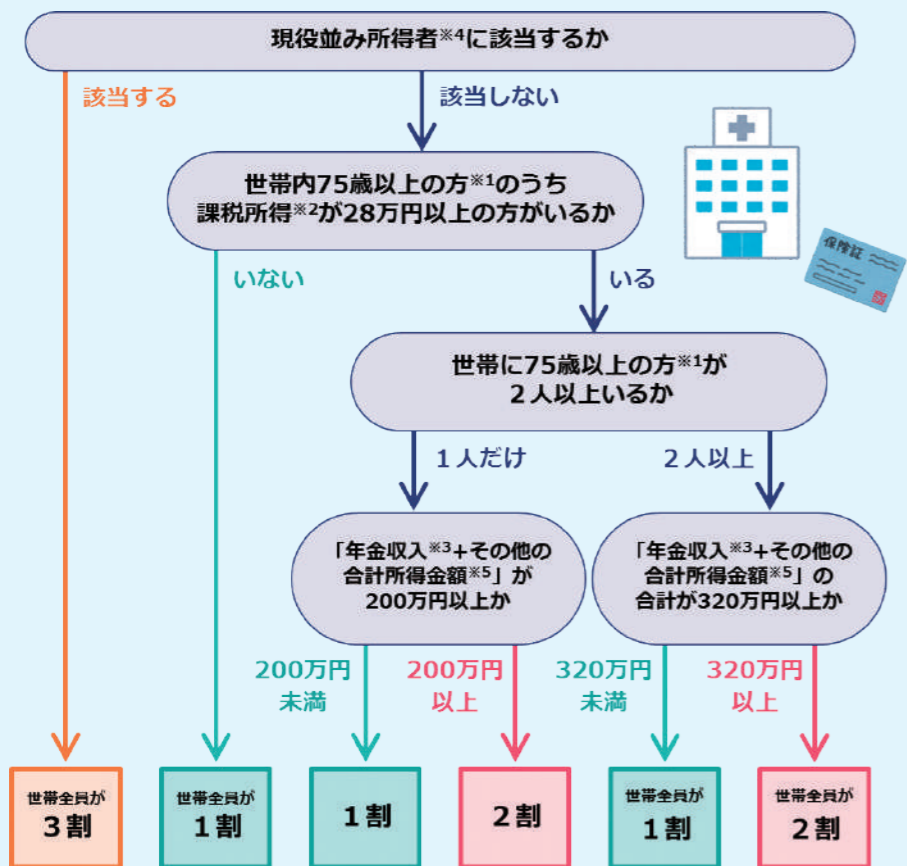
▽1回目 7月中旬～下旬に送付（令和4年8月1日～9月30日まで使用）  
▽2回目 9月中旬～下旬に送付（令和4年10月1日～令和5年7月31日まで使用）

## ■負担を抑える配慮措置

窓口負担割合が2割になる人には、令和4年10月から令和7年9月までの3年間、負担増加額を月額3千円までに抑えます。

町選挙管理委員会事務局 ☎019-606-7501  
町民会計課 ☎66-2111 内線125

## 医療費負担の考え方



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは、75歳以上の方です。（65～75歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた人を含む）
- ※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額）です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 「現役並み所得」とは、課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方です。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。